救急病院と認定した。

令和元年六月十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

救急病院等を定める省令

(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

次

目

告 示

○保安林の指定の解除の予定

報

○飼料の試験結果の公表 ○救急医療機関の認定

畜産

課

(医療政策課)

(森林整備課)

河

Ш

課

○海岸保全区域の変更 (二件)

○開発行為に関する工事の完了 公 告

(教育庁施設整備課)

<u>Ti.</u> Ŧi.

(建築宅地課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

宮

○証票の無効

報

挙権を有する者の数

八

七 七

八

○宮城県告示第五百六十九号 告 示 ○環境影響評価条例に定める対象事業の廃止等の公告

行

発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○宮城県告示第五百七十号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 東北公済病院 名 称 -十一 仙台市青葉区国分町二-三 所 在 地 令和元年六月十一日 認定年月日

項の規定により、平成三十一年四月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。 令和元年六月十四日 (昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七 令和四年六月十日 認定の有効期限

宮城県知事 村 井 嘉

浩

令和元年六月十四日

平成31年4月収去 栄養成分に関する検査

みらい飼料株式会社 石巻工場	清水港飼料株式会社 石巻工場	製造事業場等の 名称及び所在地
同左	同左	収去場所
ITOCHUすこやかラクティ	肉用牛FP-75	飼料の名称
H31.4	H31.4	變 (輸入) 年 用
栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	栄養成分等-粗たん白質,粗脂肪,粗繊維,粗灰分,カルシウム,りん	試 販 項 目
		違反の内容

(注) とを示す。 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「働」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であるこ

○宮城県告示第五百七十一号

林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

本吉郡南三陸町志津川字西田八の六

解除予定保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

宮

解除の理由

三

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百七十二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第千三

十一号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧

令和元年六月十四日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

岸 三陸南沿 唐桑海岸 梅浜地区	大分類 中分類 小分類	海岸の名称
基点 A点 是	拼	Ē

	_
海	
岸	
0)	
名	
称	

(3)	令	和ラ	亡年	6月	14 E	1 3	金曜	H			宮		城		県		公		報									第12	2号	
緯三八度五二分二科三九一八の地点	ルゆ三ルーへの地京 北緯三八度五二分二: ナーの地京	北緯三八度五二分二二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	九沙丘八四〇の地点北緯三八度五二分二/	九沙六六三九の地点北緯三八度五二分二/	九沙六四四三の地点北緯三八度五二分二	九少七四三二つ也点北緯三八度五二分二	九沙八七九三の地点北緯三八度五二分二	沙 二二 の地点	○沙一二四六の地点 北緯三八度五二分二 の大の地点	○ 北緯三八度五二分二 に対する にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	○ 北緯三八度五二分二 大九〇世二 大九〇世二 大九〇世二 大九〇世二 大九〇世二	○妙二○人二○地点	一ゆ)三)目) 也気 北緯三八度五二分二 の、地点	- 地記三八十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	炒○○八○の地点に対三八度五二分二二分二二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	炒二二九八の地点 緯三八度五二分二二 オローレニのサノ	少四七四二の也点に対三八度五二分二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	少互匕三一の也点料三八度五二分二二十十五十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	少一九五五つ也点に経三八度五二分二二十八月五二十八十二十十八十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	一八度五の地点	○三炒羽一刀三つ 北緯三八度五二分二 ○三秒八五一六の地点	点 北緯三八度五二分二四 ○四秒三三三三の地点	緯三八度五二分二四 超三八度五二分二四	ゆこ八度五二分二枚七八五十八月 (1)	少ご人豆ごこり也点を料えています。	少しこれ五つ也点料三八度五二分二八度五二分二八	ツー〇九一の他点 緯三八度五二分二二 インカー	沙八二五三の也点料三八度五二分二十八十二十八十二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	少三つたとの也点緯三八度五二分二	杪四○五七の地点緯三八度五二分二三
三秒五〇八三東経一四一度三八分	三秒五八三四東経一四一度三八分	二秒六八○四東経一四一度三八分┃	三秒六九八八東経一四一度三八分	三秒七八九〇東経一四一度三八分	三秒八八八一東経一四一度三八分	四秒〇一〇六東経一四一度三八分	三秒九四一六東経一四一度三八分	三秒九〇三三東経一四一度三九分	三秒九九五〇東経一四一度三九分	四秒一八〇九東経一四一度三九分	四秒一八四三東経一四一度三九分	四秒〇五二五東経一四一度三九分	四秒一〇七〇東経一四一度三九分	二秒九七○四東経一四一度三九分┃	三秒七九三六東経一四一度三九分	二秒六〇二四東経一四一度三九分	二秒五六三三東経一四一度三九分	二秒六七一八東経一四一度三九分	二秒八七六一東経一四一度三九分	三秒九一六八東経一四一度三九分	一四三七東経一四一	秒四七六三東経一四一		四秒〇四〇五東経一四一度三九分	二秒八○六六東経一四一度三九分	三秒八二四一東経一四一度三九分	二秒六○六五東経一四一度三九分	三秒四五九三東経一四一度三九分	三秒四五四八東経一四一度三九分	二秒四○三九東経一四一度三九分│
	宮城県知事 村 井 嘉 浩	令和元年六月十四日	に供する。	なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧	六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。	海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百	○宮城県告示第五百七十三号		対極票は、世界則也系こよる。 人だ線により囲まれた区域。ただし、保安林を除く。 人がは、ケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケーケー	コン、ザンジン、スマン、サングをないない。サンジン、スマン、サンジン、アンジン、アンジン、アンジン、カンジン、オンジン、オンジン、オンジン、オンジン、オンジン、アンジン、アンジン、ア	、、、	、?)`\?)`\?)`\?)`\?\\\\) 四秒五七七○の地点 □扣羅三八度丑二分二〇	○二科三人氏正二十二)ゆ)では三足一コー○二科三人氏正一の地点	○一秒五四三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	化瑋三八度五二分一七沙九九五七東経一四一度三九五八秒 三四五の地点	化獐三八度五二分一九沙二三八六東径一四一五八秒七〇八六司一分二『科一ラ三一『第一『一五八巻七〇八六司二分二』	- 化韋三八度互二分二四少五八秒八七五四の地点 - コルシュータニア	草三乁度互二孒二밐吵一三三互東圣一밐一杪八九七月ヨニ孒二밐吵一三三互東圣一밐一杪八九七月ヨニ}二〇月二〇月ネー□一	上韓三八度五二分二四少〇六二〇東経一四一五九秒〇三四八の地点 日本一〇ラ世系一四一二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		- 乙犂・八・尾・丘・八・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山・山	五八秒八三三二の地点	五八秒七八九八の地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二二十二二十二二十二二十二二十二二	上韓三人変三二分二三少六)人、東経一四一五八秒三人変三二分二三秒二二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十	上韓三人変五二十二三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	化章三八度丘二分二三沙丘二一九東圣一四一五九秒〇六/0五00次二三十二二九末十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	点 化韋三八度五二 五九秒○七○四の二	□ 上韓三八度丘二分二三少丘八四○東圣一四一□ 五九秒一八二九の地点□ 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	緯三八度五二秒二三三三の

中分類	南沿 南沿 南沿 南沿 南沿 南沿 南沿 南沿	おり	報報 中央	## 中分類	# 1				_																				岸三陸	大	
Range	Range	中分類	中分類	株 (2) (2) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (8)	(本) (**)																								南沿	. 類	
(ネ) (ス) (ニ) (ナ) (ト) (ラ) (ツ) (セ) (ス) (シ) (サ) (コ) (ケ) (ク) (キ) (カ) (オ) (エ) (ヴ) (イ) (ア) 基 基点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点	(ネ) (ス) (ニ) (ナ) (ト) (ラ) (ツ) (セ) (ス) (シ) (サ) (コ) (ケ) (ク) (キ) (カ) (オ) (エ) (ヴ) (イ) (ア) 基 基点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点	(株) (ス) (ス) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	株 (2) (2) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (8)	(A)	(A S C C C C C C C C C																								唐桑海岸	中分類	0
(ネ) (ス) (ニ) (ナ) (ト) (テ) (ツ) (ナ) (タ) (ウ) (キ) (カ) (オ) (エ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	(ネ) (ス) (ニ) (ナ) (ト) (テ) (ツ) (ナ) (タ) (ウ) (キ) (カ) (オ) (エ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	(A) (2) (二) (中) (中) (中) (ウ) (ウ) (中) (ウ) (ウ) (中) (ウ) (中) (ウ) (中) (ウ) (中) (皮) (中) (皮) (中) (皮) (皮) (皮) (皮) (皮) (皮) (皮) (皮) (皮) (皮	(A) (2) (2) (b) (b) (c) (c) (c) (d) (d) (d) (e) (d) (e) (d) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e	(株) (2) (2) (け) (け) (デ) (グ) (グ) (グ) (セ) (ス) (グ) (ヴ) (グ) (グ) (グ) (グ) (グ) (グ) (グ) (グ) (グ) (グ	(株) (2) (2) (け) (は) (3) (2) (け) (は) (2) (2) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (3) (4) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4																								海馬岸場	小分類	
7. 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元		○ 一 一 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ 一 一 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○六秒三二三二の地点○六秒三二三二の地点・北緯三八度五四分二四秒五七八○東経一四一度三九○六秒一八一二の地点	点 北緯三八度五四分二四秒八○五七東経一四一度三九 ○五秒九八四一の地点	点 比違三八度左四分二左沙○一○一東経一四一度三九○○五秒七九四九の地点 ○本経三八度五四分二五秒二一○六東経一四一度三九	○五少写二四互の地点 北緯三四一度三九点 北緯三八度五四分二五秒七五六九東経一四一度三九 ○四秒パ七六二の地点	点 北線三八度五四分二六秒四八九八東経一四一度三九 北線三八度五四分二六秒四八九八東経一四一度三九 ○四秒七六二〇の地点		点 北緯三八度3万四名二六秒九一一六東経一四一度三九 公四秒二七二七の地点	点 北緯三八度五四分二七秒二九四七東経一四一度三九 〇四秒一二一二の地点	点 北緯三八度五四27二七秒四〇八六東経一四一度三九 〇四秒〇四六〇の地点	○北緯三八度五四分三七秒四八一五東経一四一度三九○四秒○一三○の地点	○北緯三八度五四分二七秒六二三九東経一四一度三九○四秒○○九四の地点	_ 北緯三八度五四分二七秒七七二七東経一四一度三九○四秒○五七九の地点	□北緯三八度五四分二七秒九五四四東経一四一度三九○四秒○七○九の地点	点 北緯三八度五四分二八秒○○三四東経一四一度三九 ○四秒○四月三回分三八秒○○三四東経一四一度三回	点:比章三飞英丘叫分二飞少○丘二飞į毫一叫一度三九。 ○四秒一二二の地点 点:北緯三八度五四分二八秒六四四四東経一四一度三九	○四秒一八二一の地点 二東経一四一度三九点 北緯三八度五四分二九秒二五一二東経一四一度三九	○四妙一八二一の地点、北緯三八度三の地点、北緯三八度三のサーバーの東経一四一度三九(□1年)の東経一四一度三九	○四少一六三三の也点 ・北緯三八度三四十三二の世点 ・北緯三八度三四分二九秒三八三一東経一四一度三九 (□和四子三二の卅点	点 おは正正にりねて、九秒五二七七東経一四一度三九 に 地科三八度四の地点 一〇四科五五四四の地点	点 北緯三八度日四27二九秒六五四二東経一四一度三九 公元 大四二東経一四一度三九 公元 大三四〇の地点	点 北緯三八度五四分二九秒六一九九東経一四一度三九 ○五秒 一九二の地点	点 北緯三八度五四分二九秒七一○○東経一四一度三九一の地点	〜〜〜三秋〜七五三東経一四一度三九分○九秒一点B点 同市唐桑町馬場四十九番一地先の北緯三八度	一本の地点 一本点名点 気値溶す点をできます。 気値溶す声楽町馬場十八番四地先の北緯三八度 「本の北緯三八度 「本の北線三八度 「本の地方の北線三八度 「本の地方の地方の		定区
○ 一 一 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	国の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四	砂 秒 型 二 二 八 五 二 八 五 二 二 八 五 二 二 八 五 二	f C $f M$		び、上学三人を元切からのから、「いる」のとおう二八九の地点○七秒三二八九の地点○十歳三八度五四分三〇秒三二五九一十二〇の出点	ーー砂ニーニンの地気 北緯三八度五四分三二秒四二四二 一五秒八六二二の地点	点。北緯三八度五四分二六秒五一一六一〇秒七五六六の地点。一〇秒七五六六の地点。	○一○砂一二八五の地点 「対点」北緯三八度五四分二五秒○一一○	○九秒○五七○の地点 「対点・北緯三八度五四分二四秒○九九○	○八秒九四八七の地点○八秒九四八七の地点・北緯三八度五四分二四秒一○九六	○八秒六九四二の地点 「対点 ・北緯三八度五四分二四秒○七五七	○九砂○二七九の地点 ○九砂○二七九の地点 ○九砂○二七九の地点	○九秒○九五二の地点点。北緯三八度五四分二三秒七四六五点。	○九秒二一一二の地点点の北緯三八度五四分二三秒六五二九十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	○九砂三八七三の地点点・北緯三八度五四分二三秒六二五八点・北緯三八度五四分二三秒六二五八	○九沙六九九一の地点 「北緯三八度五四分二三秒四九六三	○九沙三○○二の地点 ○九沙三○○二の地点 ○九沙三○○二の地点	○九杪一四○二つ也点 北緯三八度五四分二三秒○三八四(○九秒○一六六の地点	点 北緯三八度五四分二三秒〇〇一五〇八秒六二五七の地点	○八秒五一○七の地点 ○八秒五一○七の地点 北緯三八度五四分二三秒三一五六	○八秒二四四○の地点	○七秒四九二一の地点点 北緯三八度五四分二三秒八五○○	○七秒二五八六の地点 北緯三八度五四分二四秒○一三一	○六秒九五三四の地点 北緯三八度五四分二四秒二一八七	○六砂八七五五の地点 ・北緯三八度五四分二四秒二一三○	○六秒八六九三の地点 北緯三八度五四分二四秒二六四四	○六秒七九四八の地点点。北緯三八度五四分二四秒三○九二点。北緯三八度五四分二四秒三○九二	点 北緯三八度五四分二四秒三一七一〇六秒六一六四0025二四秒三一七一〇六秒六一六四025二四秒三一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	点 ・化韋三八度五四分二四少二八九○○六秒六○八二の地点 ・	○六秒四○八七の地点 「お韓三八度五四分二四秒四○三二
○一一一○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		国の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四	 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○ 二八九○東 経 秒 秒 0 ○ 二八九○東 経 秒 0 ○ 九二八九○東 経 秒 0 ○ 九二八九○東 経 秒 0 ○ 九二八九○東 経 2 下東 経 2 下東 経 3 下東 経 4 経 4 経 4 経 5 日東 経 6 日東 経 7 日東 経 8 経 8 経 9 日東 経 1 日東 経 1 日東 経 2 日東 経 3 日東 経 4 日東 経 5 日東 経 6 日東 経 7 日東 経 8 経 9 日東 経 1 日東 経 1 日東 経 2 日東 経 3 日東 経 4 日東 経 4 日東 経 5 日東 経 6 日東 経 7 日東 経 8 日東 経 9 日東 経 1 日東 経 1 日東 経 1 日東 経 2 日東 経 3 日東 経 4 日東 経 5 日東 経 6 日東 経 7 日東 経 8 日東 経 9 日東 日東 経 9 日東 日東 経 9 日東 日東 経 9 日東 日東	大 五 四 一 四 一 九 九 五 七 六 二 五 六 ○ 八 一 三 五 五 ○ 三 八 三 四 九 七 九 二 三 四 九 二 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	4 4	は、となるでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学のでは、一学	ーーゆニーニ))し点 北緯三八度五四分三二秒四二四二東経一点 北緯三八度五四分三二秒四二四二東経一五秒八六二二の地点	点 北緯三八度五四分二六秒五一一六東経一一〇秒七五六六の地点 一〇十五十六の地点 三科九九匹三東経一	「一〇秒一二八五の地点」	○九秒○五七○の地点 「対点 北緯三八度五四分二四秒○九九○東経一	○八秒九四八七の地点 「八点」北緯三八度五四分二四秒一○九六東経一	○八秒六九四二の地点 「対点(北緯三八度五四分二四秒○七五七東経一	○九砂○二七九の地点 ○九砂○二七九の地点 ○九砂○二七九の地点	○九秒○九五二の地点 ○九秒○九五二の地点 ・北緯三八度五四分二三秒七四六五東経一	○九秒二一一二の地点 「北緯三八度五四分二三秒六五二九東経一点」北緯三八度五四分二三十十二十五十十二十五十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	○九砂三八七三の地点 ○九砂三八七三の地点 ○九砂三八七三の地点 ○九砂三八七三の地点	○九沙六九九一の地点 点 、北緯三八度五四分二三秒四九六三東経一点 (12年三八度三四分)。	○九少三○○二の也点は、北緯三八度二の出三三秒一一○二東経一点、(対系一度)	○九砂一四)こ)也点 北緯三八度五四分二三秒○三八四東経一○九秒○一六六の地点	点・北緯三八度五四分二三秒〇〇一五東経一〇八秒六二五七の地点		○八秒二四四○の地点 ・北緯三八度五四分二三秒四七五五東経一	○七秒四九二一の地点 ・北緯三八度五四分二三秒八五○○東経一	○七秒二五八六の地点 □・北緯三八度五四分二四秒○一三一東経一	○六秒九五三四の地点 ・北緯三八度五四分二四秒二一八七東経一	○六杪八七五五の地点 ・北緯三八度五四分二四秒二一三○東経一	○六秒八六九三の地点 ○六秒八六九三の地点 ・北緯三八度五四分二四秒二六四四東経一	○六秒七九四八の地点点。北緯三八度五四分二四秒三○九二東経一○六秒六九二五の地点	点、北韓三八度五四分二四秒三一七一東経一〇六秒三八度五四の地点「「オーラス(リネー)	点 化違三八度五四分二四沙二八九○東圣一○六秒六○八二の地点 ○二八東経一	○六秒四○八七の地点 ○六秒四○八七の地点 ・北緯三八度五四分二四秒四○三二東経一
○一一一○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	三三二二八三八三八三六三〇三〇三二三三三一〇三六三五三二四三二二八三八三八三六三六三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八	Qの四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四	 砂 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○ 二八九○東 経 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ 元 ○ 東 経 ○ 四 ○ 四 ○ □ ○ 東 経 ○ 四 ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □	大 五 四 一 四 一 九 九 五 七 六 二 五 六 ○ 八 一 三 五 五 五 ○ 三 八 三 四 九 七 九 二 三 四 九 七 九 ○ 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東		は、上学三、近五四か三)→)立、四夏隆一四一点、北緯三八度五四か三○秒三二五九東経一四一点、北緯三八度五四分三〇秒三二五九東経一四一一一和二一二〇の世点		点。北緯三八度五四分二六秒五一一六東経一四一一〇秒七五六六の地点。	一〇秒一二八五の地点 一一〇東経一四一度 「四点 北緯三八度五四分二五秒〇一一〇東経一四一度	○九秒○五七○の地点 「炒点」北緯三八度五四分二四秒○九九○東経一四一	○八秒九四八七の地点	○八秒六九四二の地点 	○九秒○二七九の地点 ○九秒○二七九の地点 ○九秒○二七九の地点	○九秒○九五二の地点 ○九秒○九五二の地点 ・北緯三八度五四分二三秒七四六五東経一四一点 ・北緯三八度五四分二三十十四六五東経一四一	○九秒二一一二の地点 「北緯王八度五四分二三秒六五二九東経一四一点」北緯王八十三四分二三秒六五二九東経一四一	○九砂三八七三の地点○九砂三八尺五四分二三秒六二五八東経一四一度(プランプ・クリーの地点	○九少六九九一の地点	○九沙三○○二の地点 ○九沙三○○二の地点 ・北緯三○○二の地点 ・北緯三○○二の地点 (プォー)○二東経一四一度	○ 北緯三八度三四位三三秒○三八四東経一四一 ○ 北緯三八度三四分二三秒○三八四東経一四一 ○ 九秒○一六六の地点	点 北緯三八度五四分二三秒○○一五東経一四一○八秒六二五七00点	○八秒五一9七四岁二三世末圣一四一度 ○八秒五一9七四岁二三秒三一五六束絹—四一度 - 北緒三八度五四分二三秒三一五六束絹—四一度	○八秒二四四〇の地点 ・北緯三八度五四分二三秒四七五五東経一四一	○七秒四九二一の地点 ○七秒四九二一の地点	○七秒二五八六の地点 ○七秒二五八六の地点 ・北緯三八度五四分二四秒○一三一東経一四一	○六秒九五三四の地点 ・北緯三八度五四分二四秒二一八七東経一四一	○六砂八七五五の地点(北緯三八度五四分二四秒二一三○東経一四一点)北緯三八度五四分二四秒二一三○東経一四一	○六秒八六九三の地点 ○六秒八六九三の地点 北緯三八度五四分二四秒二六四四東経一四一	○六秒七九四八の地点 ○六秒七九四八の地点 北緯三八度五四分二四秒三○九二東経一四一度 ○テ和テオニ王の地点	点 北緯三八度五四の三一七一東経一四一点 北緯三八度五四の地点 〇六秒三八四の地点	点 比韋三八度丘四分二四沙二八九○東経一四一度 ○六秒六○八二の地点 ○八東経一四一度	○六秒四○八七の地点 ○六秒四○八七の地点 北緯三プ度五四分二四秒四○三二東経一四一

入札に付する事項

区

に係る開発行為は、その工事を完了した。

3

公

告

〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第 項の規定により許可した次の開発区域 主

令和元年六月十四日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

岩沼市朝日二丁目三番八、 宮城県知事 村 井 三番 四

三番

Ŧi.

浩

富谷市成田五丁目一六番地六 株式会社 福互

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

令和元年六月十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

柴田農林高等学校仮設校舎賃貸借

式

調達案件及び数量

2

調達案件の仕様等

入札説明書及び設計図書による

- 3 令和! 年 一月十日から令和五年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県柴田農林高等学校

(5)

- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 2 に物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで
- 申立てをしていない者であること 定による廃止前の和議法 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条の規
- の決定が確定した場合にあっては、 の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 なされなかった者とみなす 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを
- 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月 Н 施行) 別表各号に規定する次のいず
- 為は、 入札に参加しようとする者の行為とみなす 入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- 店又は営業所の代表者、 団員が経営に事実上参加していると認められるとき 力団員による不当な行為の防止等に関する法律 び理事等、 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、 第 個人の場合は、 一条第六号に規定する暴力団員 、その他の団体の場合は、 その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。 。 以 下 (平成三年法律第七十七号。 法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 「暴力団員」という。) 非常勤を含む役員及び支配人並びに支 である場合、 以下 以下同じ。)が暴 「暴対法」と
- (\Box) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図

1

電子調達システムの利用

- という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者 ŋ 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下「暴力団関係者」 (以下 [暴
- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

引したり、又は不当に利用していると認められるとき

技術者」という。)をこの設置現場に配置できること。 ところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者(以下「配置 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、建設業法(昭和二十四年法律第百号)の定める

と直接的な雇用関係にある者であること なお、配置技術者は入札参加資格審査の手続きを行った日より三ヶ月以上前から入札参加業者

10 宮城県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、 話〇二二-二一一-三三三五)へ令和元年七月九日(火)午後五時まで申請すること。 また、入札を希望するすべての者は、入札説明書の定めるところにより配置技術者届出書を提 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希 電

宮

入札書の提出場所等

れるものをいう。) 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約におけ る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。 本調達案件は、電子入札 の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 (電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

- (二) あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、 紙入札を希望する者は、 入札説明書の定めるところにより
- に問い合わせ先 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

2

〒九八○-八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設第一班(担当 敏昭 電話〇二二一-二一一-三三五三)

令和元年七月一日 (月) まで2あて申し出ること 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

3

一般競争入札参加資格審查

4

- は、入札説明書に定めるところにより令和元年七月二日(火)から令和元年七月九日(火)ま での間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならな システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者
- 書に定めるところにより令和元年七月九日 加資格の審査を受けなければならない 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、 (火) までの間に必要書類を作成の上、提出し、参
- (\equiv) は、これに応じなければならない。 開札日までの間において、□又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合

入札書の提出期限

システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年七月十九日(金)午前九時から令和元年七月二十四日(水)午後五時ま

(\Box) 書面により入札書を提出する場合

- 令和元年七月二十四日(水)午後五時
- 口 場所 2に同じ
- ハ と。 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するこ ただし、入札書を持参する場合は、 6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす
- 6 開札の日時及び場所
- 令和元年七月二十五日 木 午前十時 宮城県行政庁舎十五階 施設整備課内

提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

Ŧî. 四 その他 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ 税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り る金額を控除した金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費
- 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 7 契約書作成の要否
- 8 入札執行の方法 一般競争入札
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は入札説明書による。

宮

六

Summary

1 Nature and Quantity of Service Required : Lease of a temporary school building for Miyagi Prefecture Shibata Nourin High School (1 set)

- Planned Period of Contract: From February 10, 2020 to March 31, 2023 (38 months)
- 3 Place of Delivery: Miyagi Prefecture Shibata Nourin High School (7-2 Kamikawara Ogawara, Shibata, Miyagi
- Deadline for Bid : July 24, 2019 (Wed.), 5 : 00 p.m
- Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japar Facilities Management Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Contact Information: Toshiaki Nakano, Prefectural School Administrative Section 1,

(7)

Tel.: 022-211-3353 (Japanese only)

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十六号

は、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票 令和元年五月二十九日以降無効とする。

令和元年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長

伊

東

則

夫

記

票 番 号 候 第三号の〇一二

証

番 号 1 第

証

票

二号の〇一〇

○宮選管告示第五十七号

十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のと おりである。 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四 の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た る選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはそ 六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要す 第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十 令和元年六月三日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び

令和元年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員 伊 則

夫

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、七八二

 \equiv える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて 地方自治法第七十六条第一項、 第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超 ○宮選管告示第五十八号

得た数とを合算して得た数 三四二、三八七

地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

若 宮 城 林 葉 野 選 選 選 挙 挙 挙 区 区 区 三八、一七三 五二、九一二 八一、八六四 栗 岩 登 原 米 沼 選 選 選 挙 挙 X X X =, =; 九、 七二一 七〇五

É 選 選 挙 挙 区 区 五九、 六四、 九五三 一 四 四

. 巻・ 釜 牡鹿選挙区 選 挙 区 四三 五 ○ <u>£</u>. 六〇一

富谷・

黒川選挙 選

大 東

崎

挙

三六、

2

松

島

選

挙

一一、二一七

柴

挙

 $\stackrel{-}{\equiv}$ 五

四九七 六九三

3

所在地

一二九

塩 石 泉 太

気仙沼・本吉選挙区 石・刈田選挙区 取 選 挙 区 二一、三〇八 \equiv 二二、二六四 六八五

宮

城 理 田

==

六〇〇 九九一 且

白

伊具選挙区 二二、六六六 一二、二九〇

田 ·

遠 加

田 美

選 選 選 選 選

挙 挙 挙 挙

区 区 区 X 区 X 区 区

多賀城・七ヶ浜選挙区

を合算して得た数は、次のとおりである。 に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数 令和元年六月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百

令和元年六月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員

長

伊

東

則

夫

宮

雑

報

三四二、三八七

ド職務執行者ソンポップ・プロンパナピタックから、次のとおり公報登載の依頼があった。 〇PurpleSol合同会社代表社員オニコウベ・ソーラー・パワー・ピーティーイー・ リミテッ

令和元年六月十四日

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。 以下「条例」という。)第三十九条第一項の規定 宮城県知事 村 井 嘉 浩

> により、 オニコウベ発電所建設事業の廃止等について、次のとおり公告する。

令和元年六月十四日

PurpleSol合同会社

代表社員 オニコウベ・ソーラー・パワー・ピーティーイー・リミテッド 職務執行者 ソンポップ・プロンパナピタック

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 PurpleSol合同会社

代表者 代表社員 オニコウベ・ソーラー・パワー・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者 ソンポップ・プロンパナピタック

宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字禿岳一五-一

二 対象事業の名称、種類及び規模

名称 オニコウベ発電所建設事業

1

2 種類 条例第二条第二項第九号に規定する第一種事業(工場・事業場用地造成事業)

3 規模 三三一・三六 ヘクタール (発電規模 百五十八メガワット

したため、条例第三十九条第一項第二号に該当することとなりました。 条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号 当社は、従前の開発済土地のみ利用する計画とし、用地の造成を行わずに事業を実施することと